

保存期間：10年  
(平成37年末)  
平成27年6月17日

資料

5

# 「酒類の表示の基準における重要基準」の改正（案）の概要

## 重要基準について

- 財務大臣は、酒類の表示の基準を遵守しない事業者が、その基準を遵守すべき旨の指示に従わなかった場合において、その遵守しなかった表示の基準が、「重要基準」（酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの）に該当するものであるときは、その者に対し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができる（酒類業組合法第86条の7）。

※ 命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処される（同法第98条）。

- 重要基準として定める際の基本的な考え方は、以下のとおり。
  - ① 国民の健康や安全性に対する意識の高まりに応え、消費者の商品選択に資するべく酒類の適正表示・製法品質を確保するために必要があるもの  
（清酒の製法品質表示基準、果実酒等の製法品質表示基準（案）、酒類における有機の表示基準（案））
  - ② 酒類の取引について国際的に調和のとれた対応を図る必要があるもの  
（酒類の地理的表示に関する表示基準（案））
  - ③ 酒類の致酔性を踏まえた社会的要請に対応するために必要があるもの  
（未成年者の飲酒防止に関する表示基準）

# 現行の表示基準のうち重要基準として定められている事項

## ○ 清酒の製法品質表示基準

- ① 容器等に特定名称（吟醸酒など）を表示する場合の基準（第一項及び第二項）
- ② 原材料名など容器等に表示しなければならない事項（第三項）
- ③ 最上級を意味する用語など容器等に表示してはならない事項（第六項）

## ○ 未成年者の飲酒防止に関する表示基準

- ① 容器等への「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示（第一項）
- ② 酒類の陳列場所への「酒類の売場である」旨などの表示（第四項）
- ③ 酒類の自動販売機への「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨などの表示（第六項）
- ④ 酒類の通信販売における「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示（第七項）

## ○ 地理的表示に関する表示基準

- ・ 地理的表示の使用の禁止に関する事項（第二項）

## ○ 酒類における有機等の表示基準

- ① 容器等に「有機」などを表示する場合の基準（第一項及び第二項）
- ② 有機農産物などを原材料に使用した「有機〇〇使用酒類」などを表示する場合の基準（第三項）
- ③ 「有機農産物〇%使用」など、酒類に有機農産物などを原材料として使用した旨を表示する場合の基準（第五項）
- ④ 容器等への遺伝子組換えに関する表示の基準（第六項）

## 重要基準として定める事項等について

### ○ 果実酒等の製法品質表示基準（案）

- ① 第二項（記載事項の表示）
- ② 第三項（特定の原材料を使用した旨の表示）
- ③ 第五項（地名の表示）
- ④ 第六項（ぶどうの品種名の表示）
- ⑤ 第七項（ぶどうの収穫年の表示）

### ○ 酒類の地理的表示に関する表示基準（案）

- ・ 第九項（地理的表示の保護） ※現行第二項

このほか、「酒類における有機等の表示基準」第六項（酒類における遺伝子組換えに関する表示）の削除に伴い、重要基準から同規定を削除する。

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	現 行
<p><b>酒類の表示の基準における重要基準</b></p> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の七及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）第二十条第一項の規定に基づき、同法第八十六条の六第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものを次の各号に掲げるとおり定めたので告示する。</p> <p>一 清酒の製法品質表示基準（平成元年国税庁告示第八号）第一項（本表の適用に関する通則を除く。）、第二項、第三項及び第六項</p> <p><u>二 果実酒等の製法品質表示基準（平成●年国税庁告示第●号）第二項、第三項、第五項から第七項まで</u></p> <p>三 酒類における有機の表示基準（平成十二年国税庁告示第七号）第一項、第二項（第四号ロを除く。）、第三項及び第五項（第一号ハ及び第二号ハを除く。)</p> <p>四 酒類の地理的表示に関する表示基準（平成●年国税庁告示第●号）第九項</p> <p>五 未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年国税庁告示第九号）第一項、第四項、第六項（表示に使用する文字に係る部分を除く。）及び第七項</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成 年 月 日国税庁告示第 号） この告示は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p><b>酒類の表示の基準における重要基準</b></p> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の七及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）第二十条第一項の規定に基づき、同法第八十六条の六第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものを次の各号に掲げるとおり定めたので告示する。</p> <p>一 清酒の製法品質表示基準（平成元年国税庁告示第八号）第一項（本表の適用に関する通則を除く。）、第二項、第三項及び第六項</p> <p>（新規）</p> <p>二 未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年国税庁告示第九号）第一項、第四項、第六項（表示に使用する文字に係る部分を除く。）及び第七項</p> <p>三 <u>地理的表示</u>に関する表示基準（平成六年国税庁告示第四号）<u>第二項</u></p> <p>四 酒類における<u>有機等</u>の表示基準（平成十二年国税庁告示第七号）第一項、第二項（第四号ロを除く。）、第三項、<u>第五項</u>（第一号ハ及び第二号ハを除く。）<u>及び第六項</u></p>